平成 18年 6月 定例会(第279回) 06月 26日-04号

◆ 十番 (今井光子)

次に、中小企業高度化資金について商工労働部長に伺います。

相次ぐ不正や不公平、無駄遣い、さらには大増税に対して国民の怒りが広がっています。奈良県が平成元年、二年に、ヤマトハイミール食品協業組合に対して貸し付けた二十億円の中小企業の高度化資金の返済期日まであと三年になりました。三年据え置き、二十年返済、同和対策で無利子という有利な貸し付け条件です。県は返済が始まった平成五年から十二年まで、八年間の返済猶予を繰り返し、十三年に共産党が議会で取り上げて以後、やっと県は請求を開始しておりますが、いまだに三百五十二万円しか返済されていないと聞いております。県は増担保も求めず、保証人への連帯責任も求めていません。

現在、奈良地方裁判所で、怠る事実の違法確認等請求の住民裁判が行われております。この中で、県がなぜ八年間もの返済猶予を繰り返したのか、もともと返済できる見込みがあったのかが問われております。実際に四月十九日の裁判では、同組合の資金繰りなどを担当していたとする理事長の妻が証人に立ち、貸し付け条件の変更を県に申請する書類を書いたのは、私ではない。理事長でもない。県や部落解放同盟の人が考えてくれたのではないかと述べています。五月二十四日の裁判は、理事長が個人で営業していた当時の売り上げよりも、五者が寄って組合をつくり、二十億円もの融資を受け、最新の機械を導入した後の売り上げが下がったということを証言しております。もともと返済の見込みもないまま、県が猶予を繰り返していたという実態が明らかになったのではないかと思います。

県はこの間、貸し付けの政策目的として、悪臭公害対策及び食肉センターの残さ処理を挙げておりました。ところが昨年十月、ヤマトハイミールの近くの工場の従業員が、悪臭がひどいためにマンホールの中に入って倒れるという事故が発生。昨年の夏には、組合から下水管が腐食をして道路陥没の恐れがあるとの連絡で、奈良市が三千五百万円をかけて下水管の工事を行っていました。そのため、原因をヤマトハイミールと特定し立ち入り調査をしたところ、硫化水素ガスの感知器が動き、身の危険を感じた調査員が測定を取りやめて、奈良市ではヤマトハイミールに対して改善命令を出しております。また、食肉センターからの残さは三カ所で引き取られ、ヤマトハイミールの引き取ったもののほとんどは、大阪の業者に運ばれて処理が行われております。つまり、県が主張しております政策目的は全く無意味になっております。裁判では、食肉センターの残さを取りに行っても、量が少なくてガソリン代にもならないと証言しております。

監査委員からも、既に四回にわたって指摘されております。加えて、包括外部監査においても指摘されたところです。これまでの請求金額と返済金額をお答えください。返済期

限まであと三年、元金だけでも毎年七億円の返済が必要になってきます。今の状況では不可能だと思いますが、県としてはどのようにするのかお聞かせください。

また、中小企業高度化資金の貸し付けの実績と、この事例以外に返済猶予を繰り返しているような事例はほかにないのか伺います。

◎ 商工労働部長(奥田喜則)

十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

中小企業高度化資金について、二点のご質問でございます。

まず第一点目は、中小企業高度化資金の返済状況及び今後の対応についてでございます。

本件の中小企業高度化資金は、業界の構造改善と悪臭公害の解消という公益的政策的な目的から、平成元年度、二年度の継続事業として融資を実行したものでありますが、その後の円高、海外製品との競合、BSEなどの社会経済情勢の激変によります厳しい経営状況から、平成十三年度以降は延滞状況にございます。平成十七年度末までの償還請求額の累計は、十億八千七百三十八万円で、償還金の合計は三百五十二万円となっているところでございます。

県といたしましては、これまでもヤマトハイミール食品協業組合に対しまして督促を繰り返してまいりました。貸付先の経営は、依然として厳しい状況にございます。今後とも引き続き経営状況の把握や、経営改善への働きかけを強めて、粘り強く督促を行いながら、中小企業基盤整備機構等とも連携を密にして債権回収に努めていく所存でございます。

二点目は、中小企業高度化資金の実績と、本件と同様の事例はないかというご質問でございます。

中小企業高度化資金は、中小企業者が共同して経営体質の改善や環境変化への対応を図るため、都道府県と中小企業基盤整備機構とが、資金及びアドバイスの両面から協調して貸し付けを行う政策性の高い制度で、昭和四十二年度の制度開始から平成十七年度末までの間、県内の利用実績は貸付件数百八十九件、貸付総額約二百六十八億円余りとなっておりまして、平成十七年度末の貸付残高は五十二億円余りとなっております。

本資金は、貸付期間二十年以内の長期資金でありますことから、貸し付け後の社会経済情勢の著しい変動により、約定どおりの償還が困難となる場合もございます。中小企業基

盤整備機構との協議を経まして、貸し付けに係る条件変更を認めているケースもございま すが、本件に類似するような条件変更の事例はございません。

また、包括外部監査等において指摘があったことにつきましては、大変厳しく受けとめているところでございまして、今後とも適正な債権管理に努めていく所存でございます。 以上でございます。